

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第58号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長が行う別表第1に掲げる事務</p> <p>(2) 教育委員会が行う別表第2に掲げる事務</p> <p>(3) 市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務</p> <p>2 市長又は教育委員会は、前項第1号及び第2号に規定する事務を処理するために必要な限度で、自らが保有する特定個人情報を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 市長又は教育委員会は、第1項第3号に規定する事務を処理するために必要な限度での第4欄に掲</p> <p>4 前2項の規定により特定個人情報を利用する場合は、規則で定める方法により公表しなければならない。</p> <p>5 第2項及び第3項の規定による特定個人情報の利用があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</p> <p>（特定個人情報の提供）</p> <p>第4条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機</p>	<p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長が行う別表第1に掲げる事務</p> <p>(2) 教育委員会が行う別表第2に掲げる事務</p> <p>(3) 市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務</p> <p>2 市長又は教育委員会は、前項第1号及び第2号に規定する事務を処理するために必要な限度で、自らが保有する特定個人情報を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 市長又は教育委員会は、第1項第3号に規定する事務を処理するために必要な限度での第4欄に掲</p> <p>4 前2項の規定により特定個人情報を利用する場合は、規則で定める方法により公表しなければならない。</p> <p>5 第2項及び第3項の規定による特定個人情報の利用があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</p> <p>（特定個人情報の提供）</p> <p>第4条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機</p>

関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1（第3条関係）

市長の事務

	事務
1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
2	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
3	重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4	ひとり親家庭及び父母のない児童が養育されている家庭に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5	在宅の高齢者に対する住宅の改造に係る経費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6	在宅の障害者に対する住宅の改造に係る経費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7	介護保険利用者への負担軽減を実施する社会福祉法人に対する補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
8	要介護状態にある者であって居宅において日常生活を営むものを介護し

関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1（第3条関係）

市長の事務

	事務
1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
2	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学 準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
3	重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4	ひとり親家庭及び父母のない児童が養育されている家庭に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5	在宅の高齢者に対する住宅の改造に係る経費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6	在宅の障害者に対する住宅の改造に係る経費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7	介護保険利用者への負担軽減を実施する社会福祉法人に対する補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
8	要介護状態にある者であって居宅において日常生活を営むものを介護し

	ている家族に対する紙おむつその他の介護用品の支給に関する事務であって規則で定めるもの
9	重度障害者に対するタクシーの利用に係る料金の助成に関する事務であって規則で定めるもの
10	重度障害者に対する日常生活で利用する自動車の運行に係る燃料費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
11	心身障害者の保護者に対する扶養共済制度に係る掛金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
12	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
13	市営単独住宅（熊本市営住宅条例（平成9年条例第45号）第2条第8号の市営単独住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの
14	小集落改良住宅（熊本市小集落改良住宅条例（平成22年条例第80号）第1条の小集落改良住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

教育委員会の事務

	事務
1	学校教育法（昭和22年法律第26号）による児童生徒の保護者に対する就学に必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの
2	小中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者に対する特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第3（第4条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の	教育委員会	学校保健安全法（昭和33

	ている家族に対する紙おむつその他の介護用品の支給に関する事務であって規則で定めるもの
9	重度障害者に対するタクシーの利用に係る料金の助成に関する事務であって規則で定めるもの
10	重度障害者に対する日常生活で利用する自動車の運行に係る燃料費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
11	心身障害者の保護者に対する扶養共済制度に係る掛金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
12	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
13	市営単独住宅（熊本市営住宅条例（平成9年条例第45号）第2条第8号の市営単独住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの
14	小集落改良住宅（熊本市小集落改良住宅条例（平成22年条例第80号）第1条の小集落改良住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

教育委員会の事務

	事務
1	学校教育法（昭和22年法律第26号）による児童生徒の保護者に対する就学に必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの
2	小中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者に対する特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第3（第4条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の	教育委員会	学校保健安全法（昭和33

	決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの		決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学 準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの	2 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
3 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの	3 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学 準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。